

鳥取県告示第86号

平成20年鳥取県告示第758号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したラ・ムー米子北店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

米子市

2 意見の概要

(1) 店舗敷地の多くの部分が住居地域にあることについて

ア 深夜における駐車場利用者の不用意な騒音発生への注意及び駐車場の深夜利用箇所の検討が必要

イ 屋外照明による周辺住居への光害発生に注意が必要

ウ 空調機などの室外機、排風機及び受電設備からの騒音に注意が必要

(2) 駐車場の出入口について

ア 不測の交通渋滞を起こさないようにするため、市道西福原堀川1号線と市道福原三柳3号線は、出入口以外は車の出入りができないように構造物を設置すること。

イ 歩道の歩行者の通行を妨げないようにするため、市道西福原堀川中央線に駐車車両をはみ出さないよう構造物を設置すること。

(3) 道路法の手続について

市道を出入口としているところ（駐車場4か所、駐車場（従業員用）1か所及び搬入車輛1か所）は、道路法の手続を行うこと。

(4) 敷地の取扱いについて

店舗部分と荷さばき施設部分の敷地を合わせて1の敷地とした場合、第1種中高層住居専用地域の部分が敷地の過半を占めることとなり、本届出に係る店舗は、建築基準法による用途規制違反となるため、敷地の範囲を明確にし、必要があれば適法な措置を施すこと。

3 縦覧に供する期間

平成21年2月17日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課